ニセコ町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）

ニセコ町道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年3月14日条例第3号）の一部を次のように改正する。

第23条中「車道」を「町道および林道」に改め、「縦断勾配は」の次に「4パーセントまでとするが」を加え、「道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。」を「地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合、7パーセント未満とすることができる」に改め、同条ただし書中「地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる」を「また、令和4年3月31日までに町が認定している道路についてはこの限りでない」に改め、同条の表を削る。

​

第27条第1項中「当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント)以下とすることができる。」を「8パーセント以下とする」に改め、同項の表及び同条第2項を削る。

附　則（施行期日）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。